

国民健康保険 後期高齢者医療 の加入者の皆様へ

○新型コロナウイルスに係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、傷病手当金を支給します。

○支給要件：以下3つの条件全てを満たす方が支給対象者

- ① 越知町国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、勤務先から給与の支払いを受けている方
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合において、その療養のために労務に服することができなかった期間がある方
- ③ 上記②の労務ができなかった期間について、給与の全部または一部が支給されない方

○支給対象日数

勤務ができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務ができない期間のうち、勤務する予定だった日。

○支給額

(直近の継続した3ヵ月の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 日数

※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

※支給額には上限があります。

○適用期間

令和2年1月1日から令和5年5月7日

の間で療養のため労務に服することができない期間

※適用期間は延長される場合があります。

※入院が継続される場合などは最長1年6ヵ月まで。

◇お問い合わせ先

・越知町住民課保険係 TEL：0889-26-1115